

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 8年 6月 30日	
山口県知事 村岡 嗣政 様	
提出者	
住 所 周南市岐山通1丁目1番地	
氏 名 周南市	
周南市上下水道事業管理者	
上下水道局長 徳原 克志	
電話番号 (0834) 22-8613	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	新南陽浄化センター
事業場の所在地	周南市港町8番1号
計画期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	水道業・下水道業・下水道処理施設維持管理業(3631)
②事業の規模	408,188 千円(施設管理事業費)
③従業員数	23 人(民間委託業者を含む)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
統括責任者		周南市上下水道局副局長	
廃棄物担当		組織名：下水道施設課新南陽浄化センター 組織人数：4名	
役割	廃棄物処理統括責任者	☐ 廃棄物処理方針の策定 ☐ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認	
	浄化センター所長	☐ 廃棄物処理に関する検討 ☐ 処理施設の運転管理及び維持補修 ☐ 産業廃棄物管理票の交付・管理 ☐ 監督官庁への各報告	
	下水道施設課長	☐ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び監督 ☐ 処理施設の建設計画、改築計画及び営繕工事 ☐ 委託契約の締結 ☐ その他関係する事項	
	財政課長	☐ 事業の財政計画に関すること	
	企画調整課長	☐ 処理施設の改築計画及び認可に関すること	
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	—
	排出量	21,312.916 t	— t
	※消化槽投入量(21,261.9t)+し渣(25.468t)+廃脱硫剤(22.14t)+廃酸(0.078t)+廃油(1.07t)+金属くず(2.26t) (これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	—
	排出量	21,312.916 t	— t
	(今後実施する予定の取組) 特にない。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 再資源化処理委託分と中間処理委託分は確実に分別・保管を実施		
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特にない。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ ― 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	―	―
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	― t	― t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	―	―
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	― t	― t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	―
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	― t	― t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	20,079.6 t	― t
	※消化槽投入量(21,261.9 t)-脱水汚泥処分量(1,182.3t) (これまでに実施した取組) 汚泥脱水機の整備。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	―
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	― t	― t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	20,079.6 t	― t
	(今後実施する予定の取組) 定期的な汚泥脱水機の整備。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ ― 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	―	―
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	― t	― t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	―	―
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	― t	― t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	―
	全 処 理 委 託 量	1,233.316 t	― t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	385.436 t	― t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	1,182.84 t	― t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	― t	― t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	― t	― t
	※全処理委託量 脱水汚泥処分量(1,182.3t)+し渣(25.468t)+廃脱硫剤(22.14t)+廃酸(0.078t)+廃油(1.07t)+金属くず(2.26t) ※優良認定業者 脱水汚泥 (334.42 t) +し渣(25.468t)+廃脱硫剤(22.14t)+廃酸(0.078t)+廃油(1.07t)+金属くず(2.26t) ※再生利用業者 脱水汚泥処分量(1,182.3t)+廃油(0.54 t) (これまでに実施した取組) 書面による契約を実施している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	—
	全 処 理 委 託 量	1, 233. 316 t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	385. 436 t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1, 183. 37 t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 可能な限り優良認定処理業者から選定する。 委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

④産業廃棄物の一連の処理の工程

下水処理工程

発生(汚泥) ⇒ 中間処理(消化→脱水) ⇒ 委託処理(肥料化)

発生(汚泥) ⇒ 中間処理(消化→脱水) ⇒ 委託処理(セメント原料化)

発生(汚泥(し渣)) ⇒ 委託(中間処理(焼却)) → 委託処理(セメント原料化)

発生(汚泥(廃脱硫剤)) ⇒ 委託(中間処理(篩分・混合)) → 委託処理(セメント原料化)

発生(廃酸) ⇒ 委託(中間処理(焼却)) → 最終処分(埋立(管理型))

発生(廃プラスチック類) ⇒ 委託(中間処理(選別・切断・圧縮)) → 最終処分(埋立(安定型))

発生(木くず) ⇒ 委託(中間処理(選別・切断)) → 委託処理(ボイラー燃料)

発生(ゴムくず) ⇒ 委託(中間処理(切断)) → 最終処分(埋立(安定型))

発生(金属くず) ⇒ 委託処理(製鋼原料)

発生(ガラス・コンクリート・陶磁器くず) ⇒ 委託(中間処理(選別・切断)) → 最終処分(埋立(安定型))

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和8年度計画)

多量排出事業者 名 称	新南陽浄化センター	所在地(市町名)	周南市	事業の種類	水道業
-------------	-----------	----------	-----	-------	-----

(単位:トン)

区分	種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物	燃え殻																				
	汚泥	21,309.508	21,309.508					20,079.60	20,079.60			1,229.908	1,229.908	382.028	382.028	1,182.30	1,182.30				
	廃油	1.07	1.07									1.07	1.07	1.07	1.07	0.54	1.07				
	廃酸	0.078	0.078									0.078	0.078	0.078	0.078						
	廃アルカリ																				
	廃プラスチック類																				
	紙くず																				
	木くず																				
	繊維くず																				
	動植物性残さ																				
	動物系固形不要物																				
	ゴムくず																				
	金属くず	2.26	2.26									2.26	2.26	2.26	2.26						
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず																				
	鋳さい																				
	がれき類																				
	動物のふん尿																				
	動物の死体																				
	ばいじん																				
	13号廃棄物																				
計 (A)		21,312.916	21,312.916	0	0	0	0	20,079.60	20,079.60	0	0	1,233.316	1,233.316	385.436	385.436	1,182.84	1,183.37	0	0	0	0